

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第49号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年5月30日 04時30分ごろ	
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港北方沖 鼠ヶ関灯台から真方位013° 1,700m付近 (概位 北緯38°34.3′ 東経139°32.6′)	
事故等調査の経過	平成22年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 丸石丸、2.7トン YM3-5156（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第二開運丸、0.5トン YM3-4706（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A 右舷船首外板に擦過痕</p> <p>B 左舷船首に設置の揚網機損傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、鼠ヶ関港に向けて速力を約10ノット（対地速力）として手動操舵で南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、鼠ヶ関港北方沖でバイ貝漁の揚げ籠中、平成22年5月30日04時30分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部が衝突した。</p> <p>船長A及び船長Bは、衝突直前に相手船に気付いた。</p> <p>A船は、航行中の船首浮上により船首方向に死角が生じた状態で航行していた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南 風速 約1.0m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は南東進中、B船は揚げ籠中、鼠ヶ関港北方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、航行中の船首浮上により船首方向に死角が生じていたが、死角を補う適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、バイ貝漁の揚げ籠に注意を向け、A船が接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>

原因	本事故は、鼠ヶ関港北方沖において、A船が南東進中、B船がバイ貝漁の揚げ籠中、A船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	--